

築上町告示第264号

平成18年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成18年9月1日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成18年9月11日

2 場 所 築上町議会議場

○開会日に応招した議員

塩田 文男君	工藤 久司君
山中 正治君	金澤 久芳君
白石 隆則君	田村與四郎君
吉元 一也君	西畑イツミ君
小林 和政君	塩田 昌生君
繁永 隆治君	竹本 眞澄君
田村 兼光君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	田原 親君
平野 力範君	高島 未吉君
成吉 暲奎君	辻上 浩君
武道 修司君	神下 忠君
中島 英夫君	岡田 信英君
川端 政廣君	信田 博見君
吉元 成一君	吉元 實君
有永 義正君	西口 周治君

○9月15日に応招した議員

○9月19日に応招した議員

○9月20日に応招した議員

○ 9月29日に応招した議員

○ 応招しなかった議員

平成18年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成18年9月11日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

平成18年9月11日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第159号 平成18年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について

日程第5 議案第160号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について

日程第6 議案第161号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算 (第1号) について

日程第7 議案第162号 平成18年度築上町霊園事業特別会計補正予算 (第1号) について

日程第8 議案第163号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について

日程第9 議案第164号 平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算 (第2号) について

日程第10 議案第165号 平成18年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について

日程第11 認定第1号 平成17年度椎田町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第2号 平成17年度椎田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第3号 平成17年度築城町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第4号 平成17年度椎田町築城町共立衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第5号 平成17年度築城町椎田町財産組合歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第6号 平成17年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第7号 平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第8号 平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 認定第9号 平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第10号 平成17年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第11号 平成17年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第12号 平成17年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第13号 平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第14号 平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第15号 平成17年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第16号 平成17年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第166号 築上町下水道施設条例の制定について
- 日程第28 議案第167号 築上町農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の制定について
- 日程第29 議案第168号 築上町葛城財産区議会設置条例の制定について
- 日程第30 議案第169号 築上町西角田財産区議会設置条例の制定について
- 日程第31 議案第170号 築上町上城井財産区議会設置条例の制定について
- 日程第32 議案第171号 築上町下城井財産区議会設置条例の制定について
- 日程第33 議案第172号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第173号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第174号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第175号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第176号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第177号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第39 議案第178号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について

- 日程第40 議案第179号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合の規約の変更について
- 日程第41 議案第180号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第42 発議第15号 築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第159号 平成18年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第5 議案第160号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第161号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第162号 平成18年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第163号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第164号 平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第165号 平成18年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 認定第1号 平成17年度椎田町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成17年度椎田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成17年度築城町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成17年度椎田町築城町共立衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成17年度築城町椎田町財産組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 平成17年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 認定第8号 平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第9号 平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第10号 平成17年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第11号 平成17年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第12号 平成17年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第13号 平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第14号 平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第15号 平成17年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第16号 平成17年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第166号 築上町下水道施設条例の制定について
- 日程第28 議案第167号 築上町農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の制定について
- 日程第29 議案第168号 築上町葛城財産区議会設置条例の制定について
- 日程第30 議案第169号 築上町西角田財産区議会設置条例の制定について
- 日程第31 議案第170号 築上町上城井財産区議会設置条例の制定について
- 日程第32 議案第171号 築上町下城井財産区議会設置条例の制定について
- 日程第33 議案第172号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第173号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第174号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第175号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第176号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第177号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について

- 日程第39 議案第178号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第40 議案第179号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合の規約の変更について
- 日程第41 議案第180号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第42 発議第15号 築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
-

出席議員（29名）

1番	塩田 文男君	2番	工藤 久司君
3番	山中 正治君	4番	金澤 久芳君
5番	白石 隆則君	6番	田村與四郎君
7番	吉元 一也君	8番	西畑イツミ君
9番	小林 和政君	10番	塩田 昌生君
11番	繁永 隆治君	12番	竹本 眞澄君
13番	田村 兼光君	14番	宮下 久雄君
15番	丸山 年弘君	16番	田原 親君
17番	平野 力範君	18番	高島 末吉君
19番	成吉 暲奎君	20番	辻上 浩君
21番	武道 修司君	22番	神下 忠君
23番	中島 英夫君	25番	川端 政廣君
26番	信田 博見君	27番	吉元 成一君
28番	吉元 實君	29番	有永 義正君
30番	西口 周治君		

欠席議員（1名）

24番 岡田 信英君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	助役	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉係長	畦津 篤子君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農委事務局長	大田 隆君
教育委員会椎田事務所（課長）			松田 倫夫君
住民生活室長	落合 泰平君	管理課長	白川 義雄君
企業立地課長	竹本 正君	環境課長	後田 幸政君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	神崎 一貴君
監査室長	吉留 康次君	代表監査委員	浦岡 信男君
審議官	片山 益朗君	審議官	田村 秀吉君
審議官	安田 美鈴君	審議官	舟川 忠良君
審議官	小林 實君		

午前10時00分開会

○議長（田原 親君） おはようございます。ただいまの出席議員は29名です。定足数に達していますので、平成18年第3回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さんおはようございます。9月になりましてさわやかな季節となりました。第3回定例会を招集いたしましたところ、1名の議員、岡田議員欠席でございますが、29名の議員、御参集いただきまして大変ありがとうございます。

6月からの出来事でございますけれども、やはりまず第一は、米軍の再編問題でございます。これも先般の全員協議会で御説明をいたしました。あれ以来まだ何も事態は推移をしておりません。隣と申しますか、宮崎の新田原基地ではすべての町村が、一応今からテーブルにつくとい

うふうなことで、国との話し合いに応じるという形になっております。しかし、この築城基地ではみやこ町がまだまだちょっといろんな事情からなかなかふんぎれないという形になっておりますが、13日に首長会議を開きながら基本的な合同で何とかやっというふうな話で、開くようにしておるところでございます。

そして、後非常に今回報告問題多いございますが、国民健康保険、これが10月から2割負担が3割負担ということで1部の方がなります。というのも70歳以上の方で、高額所得者、現役並みの所得を有している人ということで、1人世帯で年収が383万円、それから、2人世帯で520万円、標準の方々が10月から3割負担へとかわってまいります。それから、また食費、居住費の関係、それから、高額医療費の関係等々が被保険者の負担が多くなっていくというふうなことで改正が法改正がなされておるところでございます。

それから、老人医療ということで、新たな制度が平成20年の4月1日から発足をするわけでございますが、それに先立ちまして、既に9月から福岡県の全市町村で連合組んで後期高齢者の医療制度ということで、新たな保険制度を始めようということで既に準備を行っておる。本町からも部会ということで、係長1名、これは部会があるごとに派遣するわけでございますけれども、派遣するようにして、そして連合を来年の4月1日に発足をさせて、それから、1年間準備をして20年の4月1日から新たな後期高齢者の保険制度ということで発足をする予定でございます。

次に、若干の町政に関する形でございますけれども、さきの4月21日ですか。元島悠ちゃんがため池に、死亡した件でございますけれども、御両親から町を相手に訴訟を受けたところでございます。そして総額6,710万円という形で被告を町長新川久三で訴訟を受けておる。9月1日付で裁判所に提出され、9月4日に裁判所の方から当町の方にこの旨が連絡があつておるところでございます。今後の推移については、この裁判を通しまして明らかにしていきたいとこのように考えておるところでございます。

次に、もう一つ、非常にこれも大事な問題でございますけれども、道路台帳の整備、本来なら毎年整備を行ったものが翌年この台帳整備を行うわけでございますけれども、旧築城町においては平成4年から17年までそれがおろそかにされておつたというふうなことで、地方交付税、非常にこれでもらえる金がもらえないような状況が出てきておるということで、早急にこの処理を今行っておるという次第でございますが、これも議員の皆さん方には御報告をする事項かなということで御報告をしておきます。

それから、一丁畑の町営住宅、これについてなかなか完成したが入居できない。どうしてかという問い合わせが多々あつておるわけでございますが、これは平成16年の工事、これにおいて開発行為の完了検査というのが県から指摘を受けて、完了検査で指摘事項と多々ありましたけれども、これが完了しないまま入居さしていったというふうなことで、これも県が完了検査の検査

済みを交付しないという形の中で入居さしていったと、そういう形の中でこれもいろいろ県とも折衝を重ねながら、今16年と17年度の検査を同時に開発行為の検査を受けて、そして後、土木事務所の建築確認の検査を受けなければいけないという状況で、なかなか入居に至ってないということで、先ほど県の方から両年度の検査事項の指摘というふうなことで、主なものは排水路の整備、これが肝要な形になっておりますが、この水路工事が完了すれば入居が可能ということで、入居の可能は大体11月になる予定でございます。

次に、今取り組んで、さきの臨時議会でエタノールの予算を承認していただきましたが、9月5日付でこのエタノールの調査委員会を発足いたしまして、積極的な今活動を行っていかうというふうなことで、第1回目の会合を開きました。そして後3月まで、何とか実用化に向けての調査ということをお願いしながら、この調査委員会をかえていくということで同意を得ておるところでございます。

次に、外郭団体でございますけれども、漁業組合の合併が7月1日に豊前市の宇島漁協、八屋漁協、それから、松江漁協、そして椎田町漁協、西八田漁協と、5つの漁協が合併をいたしまして、豊築漁業共同組合が発足したところでございます。

さらに後、森林組合の合併ということで、一旦は大平村の森林組合とすべての豊築の森林組合合意に達しておりましたが、大平村の森林組合の総代会で否決をされたというようなことで、この合併がまだまだ宙に浮いとったわけでございますけれども、ようやく大平村の方もその機運になってまいりまして、来年の4月1日をめどに合併をしていかうということで、調印式を10月に行うようにいたしておるところでございます。

それから、私の公約でもございましたが、巡回バス、予算議決をしていただいておりますが、若干事務に手間どって、11月から巡回バスを回せるというふうな手はずになってまいりましたんで、前には9月ぐらいからということでしておりましたが、なかなか国の申請等々がありまして、11月からということで目鼻がついたので御報告を申し上げます。

後は今議会では、補正予算が7議案、それから、決算案件16件、これは旧築城町、旧椎田町の決算を含めてでございます。それから、新しく条例を制定するのが2件、それから、これは県知事の提案でございますけれども、財産区の設置条例ということで4件、それから後、条例改正が5件、計、議案としては38議案でございます。会議末までよろしく御審議をいただきながら御採択をお願い申し上げまして私のごあいさつと、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田原 親君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、丸山 年弘議員、17番、平野力範議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田原 親君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長の報告求めます。吉元成一議員。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 平成18年第3回築上町議会定例会議会運営委員会の報告をいたします。

9月7日議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案どおり決定いたしました。

9月11日、月曜日の本日は、本会議で議案の上程、なお、議員定数条例改正の発議は本日即決することを協議いたしました。9月12日から9月14日までを考案日とし、9月15日、金曜日は本会議で、議案に対する質疑、委員会付託を行います。9月16日から18日は休会といたします。9月19日火曜日は、本会議で一般質問として、20日水曜日は、一般質問の予備費といたします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。9月21日木曜日は休会で、厚生常任委員会、22日金曜日は休会で、文教常任委員会といたします。9月23日と24日は休会です。25日月曜日は休会で委員会の予備日といたします。なお、この予備日については、厚生委員会と文教委員会で審議未了の分についてを予備日にあてたいと思います。9月26日火曜日は休会で、産業建設常任委員会、9月27日水曜日は休会で、総務常任委員会といたします。なお、28日木曜日は休会で、両常任委員会の審議未了の分についてを予備日としてとっております。なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑として一般行政事務関連については一般質問でお願いいたします。9月29日金曜日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決です。なお、一般質問の受け付けの締め切りは本日午後3時までといたします。

以上、会期は本日9月11日から29日までの19日間とすることが適当だと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田原 親君） 運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日11日から9月29日までの19日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの

19日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田原 親君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付していますように、議案は第159号ほか39件であります。また、例月出納検査報告は配付のとおり提出されていますので、御報告いたします。

議事に入ります。

日程第4. 議案第159号

日程第5. 議案第160号

日程第6. 議案第161号

日程第7. 議案第162号

日程第8. 議案第163号

日程第9. 議案第164号

日程第10. 議案第165号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第4、議案第159号の平成18年度築上町一般会計補正予算（第5号）から日程第10、議案第165号の平成18年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第159号から議案第165号までを一括上程することに決定しました。

日程第4、議案第159号の平成18年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第10、議案第165号の平成18年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第159号の平成18年度築上町一般会計補正予算（第5号）について。地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町一般会計補正予算第5号を別紙のとおり提出する。平成18年9月11日、築上町長新川久三。

議案第160号平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について。地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成18年9月11日、築上町長新川久三。

議案第161号平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）

について。地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成18年9月11日、築上町長新川久三。

議案第162号の平成18年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について。地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成18年9月11日、築上町長新川久三。

議案第163号平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。平成18年9月11日、築上町長新川久三。

議案第164号平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について。地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成18年9月11日、築上町長新川久三。

議案第165号平成18年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について。地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成18年9月11日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第159号は、一般会計補正予算の第5号でございます。本予算の既定の歳入歳出予算の総額9億3,191万1,000円に1億9,245万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,436万1,000円と定めるものでございます。

この補正予算の主なものは、農業委員会の任期がくるわけでございますが、これの選挙費用664万2,000円、それから、障害者自立支援法の改正に伴い、障害者の福祉費が1,826万9,000円、後、学習等供用施設の改修費3,150万6,000円、それから、災害復旧事業費が2,188万8,000円の補正でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第160号は、これは奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、これは決算が終えまして、33万3,000円を既定の予算に追加し、これは総額が330万8,000円と定めるものでございます。これはもう繰越金が確定したためでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第161号、これも築上町椎田駅前周辺開発促進事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の予算に307万1,000円を追加し、775万5,000円と定めるものでございます。これは決算が出まして、前年度の繰越金307万1,000円、これを一般会計の方に繰り出しをいたすものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第162号霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。本案も既定歳入歳出予算に272万円を追加いたしまして、886万2,000円とするものでございます。本予算も繰越金を、これを計上して歳出は一般会計へ272万円を計上するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第163号築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本案は、既定の予算に1億2,564万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を26億9,250万8,000円と定めるものでございます。補正の主なものは、先ほど行政報告の中で申しましたが、制度改正等に伴い、10月1日から導入される保険財政共同安定化事業及び収納対策事業の補正でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第164号は、老人会計特別会計補正予算（第2号）でございますが、本予算も既定の予算に2,370万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を24億4,720万3,000円と定めるものでございます。これは補正の主なものは、17年度の築上町老人保健特別会計の決算に伴い、清算を行うために予算計上をさしていただいたところでございます。

次の議案第165号築上町水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本案も既定の予算に50万円を追加いたしまして2億6,156万4,000円に改めるものでございます。内容は、非常に漏水が多いということで、漏水調査業務を委託する補正でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

日程第11. 認定第1号

○議長（田原 親君） 日程第11、認定第1号平成17年度椎田町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 認定第1号平成17年度椎田町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成17年度椎田町一般会計・特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成18年9月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 認定第1号は17年度の椎田町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定でございます。本案は、一般会計及び6特別会計の歳入歳出決算であります。これは合併に

よりまして年度途中ということがございますが、1月9日をもって打ち切り決算となった次第でございます。なお、合併により旧町の事務を築上町が継承したために、地方自治法施行令第5条第3項に基づき、議会の認定に付するものでございます。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

日程第12. 認定第2号

○議長（田原 親君） 日程第12、認定第2号平成17年度椎田町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 認定第2号平成17年度椎田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成17年度椎田町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成18年9月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 認定第2号につきましても、これは前議案と同様、椎田町の水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

日程第13. 認定第3号

○議長（田原 親君） 日程第13、認定第3号平成17年度築城町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 認定第3号平成17年度築城町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成17年度築城町一般会計・特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成18年9月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 認定第3号につきましても、これは築城町の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。椎田町同様、合併によりまして打ち切り決算ということでございます。後ろの方には内訳がついておりますが、約1億円ほどの赤字が出ております。

以上です。

日程第14. 認定第4号

○議長（田原 親君） 日程第14、認定第4号平成17年度椎田町築城町共立衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 認定第4号平成17年度椎田町築城町共立衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成17年度椎田町築城町共立衛生施設組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成18年9月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 認定第4号は、椎田町、築城町共立衛生施設組合の一般会計歳入歳出決算の認定でございます。本議案も前議案同様、合併によりまして1月9日付での一応決算終了という形で計上させていただいております。1億728万6,000円ほど一応歳入差引の残額が出ておるところでございます。

よろしく願い申し上げます。

日程第15. 認定第5号

○議長（田原 親君） 日程第15、認定第5号平成17年度築城町椎田町財産組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 認定第5号平成17年度築城町椎田町財産組合歳入歳出決算の認定について。地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成17年度築城町椎田町財産組合歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成18年9月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 認定第5号は、築城町、椎田町財産組合歳入歳出決算の認定でございますが、本案は、築城町に所在する両町の共有林の決算でございます。歳入差引残額が351万2,310円ということで、これもこの額を築上町の方に引き継ぐということでございます。

よろしく御審議の上、認定をいただきますようお願い申し上げます。

日程第16. 認定第6号

日程第17. 認定第7号

日程第18. 認定第8号

日程第 19. 認定第 9 号

日程第 20. 認定第 10 号

日程第 21. 認定第 11 号

日程第 22. 認定第 12 号

日程第 23. 認定第 13 号

日程第 24. 認定第 14 号

日程第 25. 認定第 15 号

日程第 26. 認定第 16 号

○議長（田原 親君）　　ここでお諮りします。日程第 16、認定第 6 号の平成 17 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 26、認定第 16 号の平成 17 年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定までを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君）　　異議なしと認めます。よって、認定第 6 号から認定第 16 号までを一括上程することに決定しました。

日程第 16、認定第 6 号の平成 17 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 26、認定第 16 号の平成 17 年度築上町水道事業歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君）　認定第 6 号平成 17 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 17 年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 7 号平成 17 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 17 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 8 号平成 17 年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 17 年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 9 号平成 17 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 17 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 10 号平成 17 年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 17 年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査

委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第11号平成17年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第12号平成17年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第13号平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第14号平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第15号平成17年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第16号平成17年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成17年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成18年9月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 認定第6号は、平成17年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございますが、これは1月10日からの予算でございます。歳入総額が61億9,014万2,346円の予算に対しまして、歳出総額55億8,254万618円の歳出でございます。

歳入歳出差引残額が6億760万1,728円でございます。このうち翌年度へ繰り越した一般財源は、1億2,067万8,000円でございます。よりまして、実質収支額は4億8,692万3,728円になるわけでございます。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第7号17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定でございますが、本予算は、歳入総額が5,424万395円でございます。歳出総額が4億547万9,427円でございます。歳入歳出の差し引きがマイナスの3億5,505万5,032円ということで、これが両町の住改資金の赤字額というふうなことで、この財源不足については18年度の収入を充てようということで繰り上げ充用金による補てんをしておるところでございます。

本会計は、非常に財政的に厳しい状況があると、長期滞納者については法的措置も行うということ。それから、種々の町の工事を請け負う請負業者等々の町に債権を有するような形の方については、この住改資金の本人納入はこれはもう当然でございますし、保証人についても、この旨をちゃんとして、一応納入するという形でないと、指名及びそれから、物品の購入はしないというようなことで望んでおるところでございます。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第8号でございますけれども、17年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、これも歳入総額が163万3,703円、歳出総額が30万円、歳入歳出差引残高133万3,703円でございます。これは翌年度へ繰り越す財源でございます。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第9号平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額が307万1,143円、歳出総額ゼロということで307万1,143円を翌年度繰り越すことにいたしております。そして、この会計については、貸付金の、一応貸し出し業務は、もう一応これは条例を改正して一応中止をしております。後は歳入を入れていくという会計でございます。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第10号17年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本案もこれは旧椎田町の事業でございましたが、歳入総額は304万8,766円、歳出総額が32万8,534円ということで、歳入歳出差し引きの残額が272万242円でございます。主な施策等につきましては、決算の別添資料になっております。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第11号17年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本案は、歳入総額が9億896万9,963円に対しまして、歳出合計が9億8,952万8,342円でございます。8,558万379円のこれは赤字決算となっております。この合併前に両町の赤字が合計で1億2,000万ほどございましたが、これは合併時に一般会計から補てんをしておりますけれども、17年度の単年度で8,000万ほど赤字が出ましたということで、この赤字についても合併後は国保がゼロからのスタートということで、この8,000万についても、一応一般会計から補てんするという合併協議会時の約束でございますし、この分については一般会計の方から補てんをしていくという形にしております。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

それから、認定第12号平成17年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本案の歳入総額が9億2,790万762円でございます。歳出合計が9億5,052万

7,198円でございます。2,262万6,436円の赤字でございます。これは単年度収支も一緒でございますが、この分は赤字になってもこれは国、県、町という形で清算をする形になっております。一応予算的には繰り上げ充用の形で補てんをしておるところでございます。

次に、認定第13号平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本案も歳入総額が4億6,567万327円、歳出総額が4億6,566万9,605円で、歳入歳出の差し引き残額は722円でございます。非常に効率的な予算運営をやっておるところでございます。これも築城地区の下水道の事業費、下水道事業の形でまだまだ歳入については使用料等々はまだ入っておりません。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

それから、認定第14号平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額が4億754万3,881円に対しまして、歳出総額が3億6,872万454円でございます。歳入歳出の差引残額は3,882万3,427円でございますが、翌年度へ繰越をしておる事業がございます。その一般財源が1,795万円でございます。よりまして、実質収支は2,087万3,427円の黒字とこのような形になっております。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第15号17年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますけれども、歳入総額が6,330万4,611円、歳出合計が6,273万4,946円でございます。その差額が56万9,655円でございます。これは築城地区の水道の決算でございます。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

認定第16号平成17年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございますが、本案は、水道事業の経常的収支である収益的事業の収支について営業収益が5,901万2,700円、営業外収益が129円ということで、総収益が5,901万2,829円になっております。支出については、営業費用が8,633万8,393円、営業外費用が2,679万3,613円でございます。総費用1億1,313万2,006円で、経常損失が5,411万9,177円となっております。特別損失が3万3,607円でございます。当年度純損失は5,415万2,244円となっております。

資本的支出については、総収入がゼロ、総支出が2,834万1,414円となっており、不足額が2,834万1,414円は、過年度分留保資金と当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをいたしております。内容は、支出は量水器購入に10万7,410円、企業償還金として2,823万4,004円でございます。

よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田原 親君） ここで代表監査委員の平成17年度会計決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員、浦岡信男委員殿。

○代表監査委員（浦岡 信男君） おはようございます。合併してから初めての出席でございます。一言ごあいさつさせていただきます。

去る3月の本会議におきまして築上町の監査委員に選任されました浦岡信男でございます。議会からは川端議員が選任されておりますが、2人、力を合わせて頑張りますので、ひとつ今後ともよろしく願いいたします。

平成17年度各会計歳入歳出決算審査意見。初めに、旧椎田町、築城町、一般会計、特別会計並びに旧椎田町水道事業会計の平成17年度決算についてですが、1月10日の合併に伴い、打ち切り決算となっておりますので、係数上の審査ということで御理解いただきたいと思っております。

平成17年度築上町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、8月3日から14日までの12日間で関係書類照査し、各課職員からの決算説明を聞く等の審査を行いました。17年度の一般会計実質収支では、黒字決算となっておりますが、特別会計については、住宅新築資金等貸付事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計で赤字決算となっております。また経常収支比率については99.9%とかなり100%を切っている状態です。

徴収率の低下と収入未済額の増加、長期にわたる景気低迷の厳しい状況の中ですが、町税は自主財源の根幹となるものであり、負担の公平性を保つためにも税法に従い、今後徴収強化を行い、事業推進のため収入率の向上に向け、特段の努力を切望いたします。また、水道事業会計の決算意見につきましては、収益の根幹となる有収率は低い状態であり、有収率上昇のための努力を図られるよう強く要望いたします。

これをもちまして、17年度決算審査意見といたします。

○議長（田原 親君） はい、御苦勞でございました。

日程第27. 議案第166号

○議長（田原 親君） 日程第27、議案第166号築上町下水道施設条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第166号築上町下水道施設条例の制定について。表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成18年9月11日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第166号は、築上町下水道施設条例の制定でございますが、本案は、築城地区で実施した下水道施設、さきの5月に完成いたしまして、まだ条例化してないとい

うふうなことで、本案は施設条例を設置すべき案件でございますので、条例化をさしていただきたいとこういふことでございます。

よろしく願い申し上げます。

日程第28. 議案第167号

○議長（田原 親君） 日程第28、議案第167号築上町農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第167号築上町農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の制定について。表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成18年9月11日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第167号は、築上町農業委員会委員の選挙による委員の定数条例の制定でございます。この定数条例につきましても、合併してから在任特例という形で農業委員の方とっておりますが、12月が任期という形になっております。その間に定数を調整して出すというような形になっております。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

日程第29. 議案第168号

日程第30. 議案第169号

日程第31. 議案第170号

日程第32. 議案第171号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第29、議案第168号の築上町葛城財産区議会設置条例の制定についてから日程第32、議案第171号の築上町下城井財産区議会設置条例の制定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第168号から議案第171号までを一括上程することに決定しました。

日程第29、議案第168号の築上町葛城財産区議会設置条例の制定についてから日程第32、議案第171号の築上町下城井財産区議会設置条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第168号築上町葛城財産区議会設置条例の制定について。上

記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第169号築上町西角田財産区議会設置条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第170号築上町上城井財産区議会設置条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第171号築上町下城井財産区議会設置条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。平成18年9月11日、福岡県知事麻生渡。

○議長（田原 親君） 産業課長。

○産業課長（出口 秀人君） 産業課長の出口です。議案第168号から171号につきましては、財産区の設置条例でございまして、この財産区の設置条例につきましては、県知事が町議会に付議をし、町議会が議決をするというシステムになっております。168号から御説明いたします。

議案第168号財産区については、平成18年1月10日の配置分合に際し、関係町の協議により、財産区及び財産区議会を引き続き設けることとし、現在の財産区議会設置条例を暫定施行しているところであります。築上町葛城財産区について、区有財産の管理、処分、その他財産区の事務を実情に即して処理するために、財産区に議会を設置し、財産区に関し築上町議会の議決すべき事項を財産区の議会に議決されることが適当と認められるため、地方自治法第295条の規定に基づき、当該財産区の議会の設置について条例を設置しようとするものであります。

同じく、議案第169号につきましても同様で、築上町西角田財産区について区有財産の管理、処分、その他財産区の事務を実情に即して処理するためには、財産区に議会を設置し、財産区に関し築上町議会の議決すべき事項を財産区の議会に議決させることが適当と認められるため、地方自治法第295条の規定に基づき、当該財産区の議会の設置し、条例を設置しようとするものでございます。

同じく、議案第170号、同じく、上城井財産区について、築上町上城井財産区について、財産区区有財産の管理、処分、その他財産区の事務を実情に即して処理するためには、財産区に議会を設置し、財産区に関し築上町議会の議決すべき事項を財産区の議会に議決させることが適当と認められるため、地方自治法第295条の規定に基づき、当該財産区の議会の設置について条例を設置しようとするものであります。

同じく、議案第171号、築上町下城井財産区について区有財産の管理、処分、その他財産区の事務を実情に即して処理するためには、財産区に議会を設置し、財産区に関し築上町議会の議決すべき事項を財産区の議会に議決させることが適当と認められるため、地方自治法第295条の規定に基づき、当該財産区の議会の設置について条例を設置しようとするものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

日程第 3 3. 議案第 1 7 2 号

日程第 3 4. 議案第 1 7 3 号

日程第 3 5. 議案第 1 7 4 号

日程第 3 6. 議案第 1 7 5 号

日程第 3 7. 議案第 1 7 6 号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第 3 3、議案第 1 7 2 号の築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 3 7、議案第 1 7 6 号の築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 7 2 号から議案第 1 7 6 号までを一括上程することに決定しました。

日程第 3 3、議案第 1 7 2 号の築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 3 7、議案第 1 7 6 号の築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第 1 7 2 号の築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 1 7 3 号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 1 7 4 号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 1 7 5 号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 1 7 6 号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成 1 8 年 9 月 1 1 日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第 1 7 2 号は、築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例中、自治会長の

報酬が未定でございましたので、今回いろいろ調整をいたしまして、自治会長の報酬をこの報酬条例の中に改正するものでございます。中身は均等割を15万円、世帯割を550円ということで改正するものでございます。

御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第173号は、築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、国の制度が変更になりまして、出産の育児一時金、今まで30万円でしたが、35万円を支給するというふうなことになりまして、これがために改正をするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第174号は、築上町乳幼児医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案は、少子化対策及び子育て支援の充実を目的にということで、3歳未満時の初診料、それから、往診料の自己負担分の相当額を公費負担するという県の制度が新たにできたわけでございます。よって、この条例を改正する。なお、築上町については、医療費の分は既に4月1日から実施をしておるということで、乳幼児は大体初診料も要らなくなるとこういう形になります。

次に、議案第175号は、築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案は、健康保険法の一部を改正する法律が施行されまして、標準負担額が、食事、療養標準負担額及び生活療養標準負担額に改正されたために、築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。よろしくようお願い申し上げます。

次に、議案第176号は、築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、これも健康保険法の一部を改正する法律が施行されました。標準負担額が、食事、療養標準負担額及び生活療養標準負担額ということで、前議案同様ですね。改正されたものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

日程第38. 議案第177号

日程第39. 議案第178号

日程第40. 議案第179号

日程第41. 議案第180号

日程第42. 発議第15号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第38、議案第177号の福岡県介護保険広域連合

を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてから日程第42、発議第15号の築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてまでを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第177号から発議第15号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第38、議案第177号の福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第177号の福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年9月30日限り、福岡県介護保険広域連合から八女郡上陽町を脱退させるとともに、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。平成18年9月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第177号は、福岡県介護保険広域連合規約の一部を変更する規約でございますけれども、広域連合を組織する団体で八女郡の上陽町と八女市をこの連合から除外するということでございます。八女郡上陽町は18年の5月23日付で脱退届けが出されております。合併により両町、18年の9月30日限りで広域連合から脱退というふうなことになっております。つきまして、広域連合の議会の議員の定数が43人から42人に変更になるためでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで討論を終わります。

これより議案第177号について採決を行います。議案第177号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第177号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第178号の福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第178号福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成19年1月28日限り、福岡県介護保険広域連合から山門郡瀬高町、同郡山川町及び三池郡高田町を脱退させるとともに、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。平成18年9月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第178号も前議案同様、合併に関する議案で福岡県の介護保険広域連合規約の一部を改正するものでございます。広域連合に今まで山門郡の瀬高町、同郡の山川町及び三池郡の高田町が入っておりましたが、1月29日にこの3つの町が合併してみやま市になります。よって、一応5月22日付で脱退旨の届けがございまして、上記3町が19年の1月28日限りで広域連合から脱退ということと、もう1件は、議員の定数が42人という、全議案で42人と、それから、あと3名減らして39人という形になるわけでございます。

以上、広域連合の規約の変更でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで討論を終わります。

これより議案第178号について採決を行います。議案第178号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第178号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第179号の福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第179号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成19年1月28日限り、福岡県自治会館管理組合から山門郡瀬高町、同郡山川町及び三池郡高田町を脱退させるとともに、福岡県自治会館管理組合規約を別紙のとおり変更する。平成18年9月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第179号は、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合の規約の変更についてでございます。これも前議案と同様、山門郡の瀬高町、それから、山川町、高田町が廃止され、みやま市を1月29日に発足させるというふうなことで、この県の自治会館の管理組合から脱退するものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで討論を終わります。

これより議案第179号について採決を行います。議案第179号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第179号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第41、議案第180号の福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第180号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について。市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項の規定により、平成19年1月28日限り、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合から山門郡瀬高町、同郡山

川町及び三池郡高田町を脱退させ、平成19年1月29日から福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合にみやま市を加入させるとともに、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約を別紙のとおり変更する。平成18年9月11日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第180号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の規約の変更についてでございますが、これも前議案と同様、山門郡の瀬高町、山川町及び三池郡の高田町がみやま市ということで19年1月29日に発足をいたします。この合併によりまして3町の脱退、そしてみやま市の加入というようなことでございます。そして後、組合議員の数が12人から11人にするという組合規約の変更でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで討論を終わります。

これより議案第180号について採決を行います。議案第180号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第180号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第42、発議第15号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。江本事務局長。

○事務局長（江本偉久雄君） 発議第15号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。表記の条例案は別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成18年9月11日、提出者、築上町議会議員吉元實、賛成者、築上町議会議員吉元成一、同じく、賛成者、同議会議員西口周治、同じく、賛成者、同議会議員武道修司、同じく、賛成者、同議会議員岡田信英。

以上です。

○議長（田原 親君） 提出者の説明を求めます。吉元實議員。

○議員（28番 吉元 實君） 発議第15号提案説明、発議第15号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をいたします。

築上町が平成18年1月10日に誕生し、議員定数は24で条例の制定がなされているが、2町合併後の地域状況や地理的状況、または人口規模、議会議員、議会活動等を勘案し、議員定数を削減を行うものであります。なお、定数については、多くの考えがありましたが、現状では20人が適当と議員全員協議会において合意したところでございます。

以上、申し添えて提案理由の説明といたします。

終わります。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで討論を終わります。

これより発議第15号について採決を行います。発議第15号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで議案に対する資料要求があればお手元に配付していますように、事務局まで申し出てください。これで資料——ありますか。（「資料要求は用紙があるからそれで出したらいい。だから今手を挙げて言う必要ない」と呼ぶ者あり）宮下議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） 決算の認定が出されておりますが、1月9日打ち切り決算ということでなかなか中がわかりにくいと。

○議長（田原 親君） 宮下議員、何か申し込みの資料要求を配付しとるそうで、それに申し込みをしたらそれでいいと思います。いいですか。そういうことで。（発言する者あり）これで、ほかにいいですね。これで資料要求を終わります。

なお、一般質問の締め切りは本日3時までとします。

○議長（田原 親君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会します。御苦労さまでございました。

午前11時18分散会
